

審 議 結 果 速 報

(令和3年12月21日)

陳情3年地域づくり第28号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年－28 (R3.11.26)	地域づくり	「県民の声」のウェブサイトへの公開と開かれた行政の推進について	不 採 択 (R3.12.21)

▶陳情事項

鳥取県議会から鳥取県当局に対し、「県民の声」の積極的なウェブサイトへの掲載を求めること。

▶陳情理由

県民の皆様からの県政への意見・要望・苦情などについては、県政を改善・発展させる上できわめて重要なものであり、その同種の意見や疑問を持っている人にとって参考になるものである。「声」が掲載されることで、現場の緊張感を高め、「市民の目線」を大切にする県政につながるだろう。

他方、現在、かつてに比べ、この「声」の掲載が本当に少なくなっている。

この原因はなぜなのか、わからない。コロナ禍で、原課が多忙をきわめ、「県民の声」として向き合うのが大変なのか、それとも「県民の声」自体が減っているのか、その他の理由なのか。

たとえば、11月26日時点での「県民の声」データベースの掲載数を数えると、2021年4月は5件、5月は21件、6月は9件、7月は7件、8月は6件、9月は4件、10月は3件、11月は9件という具合である。

県庁には多数の部署がある。たくさんの意見を受けているはずである。

多様な意見を極力掲載し、県政にどのような声が寄せられているのか、いまよりも掲載し、開かれた行政を推進してほしい。

また、先に陳情者が入れた意見について、回答期限を超過して回答がなされたケースもあった。担当課において、各所属に対し、「県民の声」のあり方（取り扱い要領）の再周知をはかってほしい。

については、鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、その旨求めていただきたく、陳情するものである。

▶提 出 者

倉吉市 個人

▶所管委員長報告（R3.12.21本会議）会議録暫定版

「県民の声」に寄せられた意見は、県に権限がないもの、特定の個人や地域に関するもの、制度等の問合せや既に周知済みの内容など、非公表の要件に該当する案件を除き、ウェブサイトで適正に公表されており、議会から重ねて措置を求めるまでもないことから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域づくり推進部（県民参画協働課）

【現 状】

1 近年の県民の声の受付及び処理状況（令和3年度は11月25日時点）は、次のとおり。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
受付件数	1,237 件	2,717 件	1,590 件
意見数	2,542 件 (うち新型コロナ関連 1,313 件)	4,917 件 (うち新型コロナ関連 2,747 件)	3,496 件 (うち新型コロナ関連 205 件)
回答件数	226 件	439 件	707 件
	公開件数 64 件 (28.3%) 個別案件 75 件 (33.2%) 県に権限がない 44 件 (19.5%) その他（制度説明、周知済みなど） 43 件 (19.0%)	公開件数 190 件 (43.3%) 個別案件 115 件 (26.2%) 県に権限がない 70 件 (15.9%) その他（制度説明、周知済みなど） 64 件 (14.6%)	公開件数 364 件 (51.5%) 個別案件 145 件 (20.5%) 県に権限がない 100 件 (14.1%) その他（制度説明、周知済みなど） 98 件 (13.9%)
公開件数	64 件	190 件	364 件
県政へ反映(対応)した意見数	(年度末に集計)	184 件	133 件

() は回答件数に対する割合

- 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に関する意見が多く寄せられる一方、それ以外の意見数が減少傾向にある。新型コロナウイルス感染症に関する意見は回答を差し控えることとしており、また、匿名のため、回答することができない意見も多くあったことから、回答件数が減少している。
- 令和3年度については、例年と比較して、回答件数自体が少なかったことに加え、特定の個人や地域に関するものや県に権限がないものなど、非公表の要件に該当する意見の割合が高かったため、公開件数も減少している。
- 県民の声に対する回答は各担当課が行い、その期限は受付日から原則として5勤務日までとして運用しているが、令和3年度に回答した県民の声228件について、期限を超えて回答していたものは24件あった。(うち、1日超過6件、2日超過5件、3日以上超過13件)

【県取組状況】

- 1 当県では、開かれた分かりやすい県政に向けて取り組む一環として、県民の声の制度を平成 11 年度から実施している。
県民の皆様から寄せられた県の行政に対するご意見、ご提言、アイデア、ご要望などの「県民の声」は、県政運営の参考にするとともに、意見者が回答を求めている場合は、匿名の意見を除き、直接、各担当課から意見者に回答している。
なお、新型コロナウイルス感染症に関する意見は、とりネットの新型コロナウイルス感染症特設サイトで感染状況、感染対策、県の方針などの情報を随時、更新し掲載していること、状況が流動的な中で、感染対策などの対応を行っていることから、令和 2 年度から個別の意見等に対する回答を差し控えている。（とりネットの県民の声のウェブサイトで、新型コロナウイルス感染症特設サイトを案内するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する意見については回答を差し控えることを周知）
- 2 県の考え方や方針等を県民の皆様によく周知するため、回答した内容は、県民の声のウェブサイトで見解の概要と合わせて公開している。
ただし、県に権限がないものや意見者が公表を望まないもののほか、「県民の声の聴取及び対応について（平成 15 年 4 月 24 日県民第 35 号県民室長通知）」により、特定の個人や地域に関するもの、制度等の問い合わせ、既に周知済の内容等は、県民の声のウェブサイトでは公表しないこととしている。
- 3 県民の声はデータベースで進捗管理し、調査等に時間を要するなどにより、期限内に県民の声に対する回答ができていない所属に適宜、督促を行うとともに、各担当課から意見者に回答が遅れる旨の連絡をするよう、依頼を行っている。
また、毎年、年度当初に向けて、県民の声の制度を改めて全庁に周知するとともに、平成 29 年 4 月、同年 10 月、平成 30 年 9 月、平成 31 年 4 月、令和 2 年 5 月に県民の声の回答期限の遵守について通知を出し、徹底を図っている。